

吹田市公告第 339 号

吹田市事業課庁舎清掃業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 8 年 6 月 11 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

吹田市事業課庁舎清掃業務

(2) 履行場所

吹田市事業課庁舎

吹田市津雲台 7 丁目 7 番 D138-101 号

(3) 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(4) 業務概要

吹田市事業課庁舎の床清掃（月 1 回）及びガラス拭き（年 2 回）

（詳細は仕様書を確認のこと）

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 入札回数

2 回までとする

2 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿の登録業者であり、参加希望種目「清掃」取扱品目「建物」の登載をしている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの期間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく本市からの指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 公告日から入札日までの期間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (6) 大阪府内に本店又は支店を有する者であること。

### 3 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、次の(2)に示す入札参加資格確認申請書を提出し、本市の確認を受けなければならない。

- (2) 申請書類の提出

- ア 提出期限

令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）まで（土・日を除く）  
の午前10時から午後5時まで

- イ 提出先

〒565-0862

吹田市津雲台7丁目7番 D138-101号

事業課庁舎 電話 (06) 6832-0026

- ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）

- エ 申請書類の配布期間及び方法

令和8年6月11日（木）から令和8年6月25日（木）までの間に、吹田市のホームページ（ホーム>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和8年度（2026年度）一般競争入札（業務委託）一覧>吹田市事業課庁舎清掃業務に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

オ その他

- (ア) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書類は返却しない。
- (ウ) 申請書類は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (エ) 申請書類等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は令和8年6月26日（金）までに、申請者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) その他

提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は入札に参加することができない。

4 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和8年7月1日（水）から令和8年7月3日（金）正午まで、電子メールにて受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。

電子メールアドレス [jigyoy1\\_k@city.suita.osaka.jp](mailto:jigyoy1_k@city.suita.osaka.jp)

(2) 回答予定日及び回答方法

令和8年7月10日（金）午後5時までに「3 入札参加資格確認申請手続 (2) 申請書類の提出 エ 申請書類の配布期間及び方法」に記載の場所に掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。仕様書等書類一式については「3 入札参加資格確認申請手続 (2) 申請書類の提出 エ 申請書類の配布期間及び方法」に記載の場所からダウンロードすること。

6 入札の日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和8年7月22日(水)午後2時00分

(入札に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札を延期する。)

(2) 入札場所

吹田市津雲台7丁目7番 D138-101号

吹田市事業課庁舎 3階 会議室

電話 (06) 6832-0026

7 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電子メール等による入札は認めない。
- (2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。
- (3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届を提出すること。

9 入札金額

- (1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計を算出すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札の保証

免除とする。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額

の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

## 11 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 提出された申請書等の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (4) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

## 12 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加資格者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

## 13 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 吹田市入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき

(4) 正当な理由がなく、入札心得書(吹田市事業課庁舎清掃業務委託契約一競争入札)第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

#### 14 契約の保証

落札者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、契約金額の1年当たりの額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

#### 15 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

#### 16 契約締結予定日

令和8年7月29日(水)

#### 17 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市入札心得書(吹田市事業課庁舎清掃業務委託契約一競争入札)」、仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 契約手続きは、落札業者決定後速やかに行うこと。
- (3) 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度以降において、本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

#### 18 問合せ先

吹田市津雲台7丁目7番 D138-101号  
吹田市環境部事業課庁舎

電話 (06) 6832-0026 FAX (06) 6832-0092

電子メールアドレス [jigyok@city.suita.osaka.jp](mailto:jigyok@city.suita.osaka.jp)